

平成28年度

北海道衛生検査所外部精度管理調査結果報告書

北海道保健福祉部

目次

I	北海道の衛生検査所の現状	1
II	北海道衛生検査所精度管理事業について	1
III	衛生検査所外部精度管理調査について	2
IV	平成28年度外部精度管理調査実施計画（要旨）	2
	1. 生化学・血清学的検査	
	2. 微生物学的検査	
V	平成28年度外部精度管理調査実施概要	3
	生化学・血清学的検査	4
	1. 調査方法	
	2. 評価方法	
	3. 調査結果	
	4. 評価とまとめ	
	微生物学的検査	6
	1. 調査方法	
	2. 評価方法	
	3. 調査結果	
	4. 評価とまとめ	

資料

別表	衛生検査所一覧（平成29年1月1日現在）	11
	北海道衛生検査所精度管理専門委員会運営要綱	13
	北海道衛生検査所精度管理専門委員名簿	14

I 北海道の衛生検査所の現状

衛生検査所は、臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 の規定に基づき、所在地の都道府県知事（または保健所設置市長）の登録を受けなければならないこととなっている。

北海道内においては、平成 29 年 1 月 1 日現在で 60 カ所の衛生検査所（うち札幌市 25 カ所(休止中 1 カ所含む)、旭川市 2 カ所、小樽市 2 カ所、函館市 4 カ所）が登録されており、名称及び所在地、登録検査業務を別表（P 11 ～12 ）に示した。

<臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3>

衛生検査所（人体から排出され、又は採取された検体について第 2 条に規定する検査を業として行う場所（病院、診療所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。）をいう。以下同じ。）を開設しようとする者は、その衛生検査所について、厚生労働省令の定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。）の登録を受けなければならない。

<臨床検査技師等に関する法律第 2 条に規定する検査>

微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査
生化学的検査

II 北海道衛生検査所精度管理事業について

北海道では、医療における衛生検査の重要性に鑑み、道内の衛生検査所の精度管理（検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）の向上を図るため、「北海道衛生検査所精度管理専門委員会」（現委員数 11 名）を設置して、計画的に各衛生検査所の立入検査を実施しているほか、衛生検査所に対する外部精度管理調査を実施している。

今年度は、以下のとおり事業を実施した。

平成 28 年 5 月～6 月 衛生検査所外部精度管理調査に係る事前調査実施

平成 28 年 10 月 17 日 平成 28 年度第 1 回北海道衛生検査所精度管理専門委員会開催

平成 28 年 11 月 14 日 衛生検査所外部精度管理調査（ブラインド調査）実施

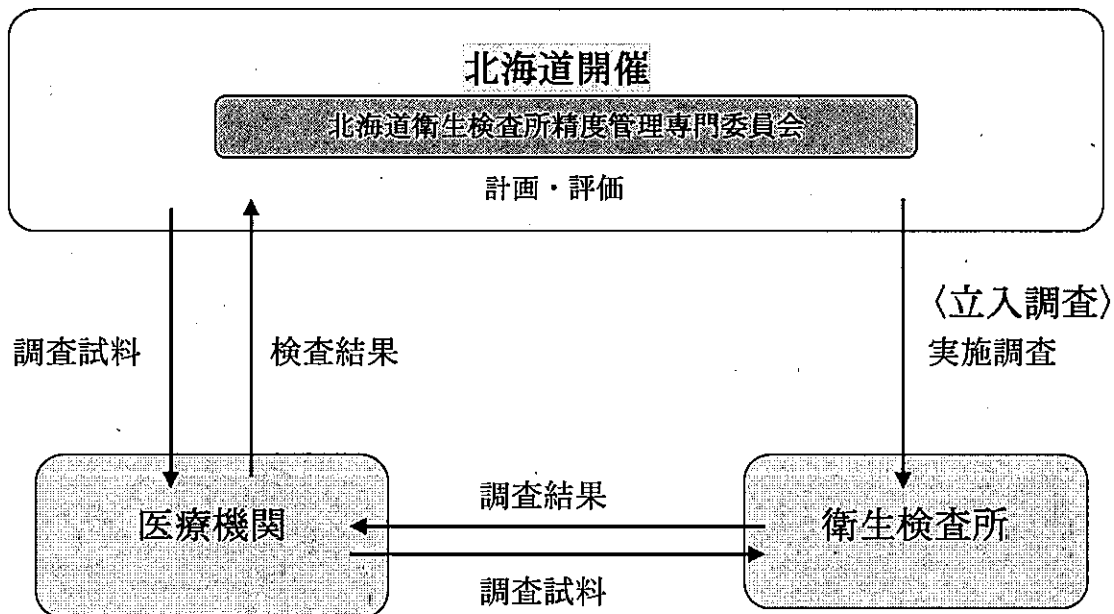
平成 28 年 11 月～29 年 1 月(一部の市では 3 月まで) 衛生検査所立入検査実施

平成 29 年 3 月 17 日 平成 28 年度第 2 回北海道衛生検査所精度管理専門委員会開催

Ⅲ 衛生検査所外部精度管理調査について

北海道では、衛生検査所の外部精度管理調査として、「ブラインド調査」を実施しており、これらの調査結果は各衛生検査所に通知され、精度管理に役立てられるほか、北海道や保健所設置市が実施する立入検査において、調査結果を基に検査精度向上のための指導を実施している。

なお、ブラインド調査とは、下図のとおり、衛生検査所に調査試料であることがわからないように、協力医療機関（調査試料の配布に協力いただく病院や診療所等）から、通常依頼している検体に混ぜて調査試料の検査を依頼し、衛生検査所の検査精度の調査を実施する方法である。



Ⅳ 平成28年度 外部精度管理調査実施計画（要旨）

1. 生化学・血清学的検査

a) 調査試料

ボランティアから搬送当日に採取した新鮮血を試料とする。

b) 検査項目

脂質に関する項目及び血糖を中心に行うこととする。なお、協力医療機関が衛生検査所に依頼していない項目がある場合は、その項目を除外して検査依頼し、対象衛生検査所の共通項目について評価する。

脂質検査：LDL-コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール

糖関連検査：血糖、Hb-A1c (NGSP)

肝機能検査： γ -GT、ALP、AST (GOT)、ALT (GTP)、LD、ChE、ALB、TP

腎機能検査：クレアチニン、尿酸

- c) 公的医療機関（モニター機関）における検査
午後3時以降に測定を行う。

2. 微生物学的検査

- a) 調査試料

模擬糞便試料（1試料）および模擬尿試料（1試料）

- b) 検査項目

試料からの細菌分離・同定および薬剤感受性試験

- c) 予備試験

調査に先立ち、供試菌株を収集し、細菌学的性状試験及び事前模擬試験を実施する。

- ア) 菌株性状試験の実施

供試菌株を収集し、菌株の生化学的性状、血清型別試験を実施、必要に応じ毒素産生性試験並びに病原因子の確認試験を実施する。汎用されている簡易同定キットによる同定試験も併せて実施する。

- イ) 模擬事前試験の実施

事前に調査と同様な一連の作業を実施し、調整試料の適否、状況等を把握する。

- d) 配布試料の確認試験

試料配布後、衛生研究所において試料の状況を確認する。試料調整直後から調整1週間後まで配付試料が安定していることを確認する。

V 平成28年度 外部精度管理調査実施概要

北海道衛生検査所精度管理専門委員会において決定された実施計画に基づき、外部精度管理調査を実施した。生化学・血清学的検査及び微生物学的検査とも協力医療機関を經由して調査試料を配布し、後日、検査結果報告書を収集した。

生化学・血清学的検査は、調査試料の血液成分の経時的変化の影響を考慮しなければならないが、過去に札幌市内から約90分で移動可能な旭川市内（H23）と約60分で移動可能な苫小牧市内（H24）における衛生検査所の検査結果を札幌市周辺の施設と比較したところ、大幅に乖離した測定値はなかったことから、平成23年度から札幌市周辺以外も調査対象に加えて実施している。今年度は、札幌市内の検査所とともに、恵庭市、苫小牧市内の検査所の調査を行うこととした。

微生物学的検査は、道の調査に対し実際に検査を行っているという報告があった札幌市3カ所、函館市1カ所の衛生検査所を対象に実施した。

各検査の調査方法、評価方法及び調査結果の詳細は、次頁以降に示したとおりである。

（担当：北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課）

●生化学・血清学的検査

(1) 調査方法

検体は協力医療機関からの通常の検査依頼という形で対象施設に配布した。対象施設として、北海道内で生化学・血清学的検査を登録している衛生検査所 5 施設を選定した。レファレンス機関として公的医療機関 3 施設に測定を依頼した。

検査項目は、検査所が通常行っている肝機能、糖及び脂質のセット検査の内容を参考に選定し、脂質関連 3 項目、糖関連 2 項目、肝機能及び腎機能関連 10 項目の計 15 項目とした。

(2) 評価方法

全体（衛生検査所 5 施設+レファレンス機関 3 施設）の測定値の平均値(M)を目標参考値とし、 $M\pm 10\%$ を許容範囲として設定して各検査施設の成績を評価した。また、参考のため全体の $M\pm 3SD$ 、レファレンス機関の $M\pm 10\%$ との比較も行った。

(3) 調査結果

表 1 に各施設の検査データを示した。衛生検査所 2 施設からの結果報告中に欠落した項目が存在した (K3: HDL-コレステロール、クレアチニン、尿酸、K4: ALP)。該当する協力医療機関に問い合わせたところ、「オーダーもれ」との回答であった。これらの欠落項目（表 1 中のグレーの欄）については、解析対象から除外した。

今回のブラインド調査結果をそれぞれの項目について解析したところ、K2 で ALT の値が $M+10\%$ を若干超えたものの、それ以外は調査対象全施設共に 15 項目全てにおいて、 $M\pm 10\%$ 、 $M\pm 3SD$ の範囲内であった。衛生検査所群とレファレンス機関群との間の有意差について t 検定を用いて評価したところ、血糖の項目のみに有意差が認められた ($P=0.0396$) が、その差は $M\pm 10\%$ の範囲と比較して少ない幅であった。さらに、全体 (8 施設) の CV 値は、全 15 項目で 6.9% (去年は 5.4%) 以下であり、バラツキも少ない範囲内に収まっていた。なお、検体の乳び、溶血の報告は認められなかった。

(4) 評価とまとめ

今年度の調査では 2 施設でオーダーミスに起因する欠測が生じ、それらの項目は評価が行えなかった。検査結果では、1 施設で ALT の値が $M+10\%$ を若干超えたものの、それ以外は調査対象全施設共に 15 項目全てにおいて、 $M\pm 10\%$ の範囲内であった。血糖の測定値は衛生検査所群とレファレンス機関群で有意差が若干認められたが、その差は小さいものであった。

(担当：北海道立衛生研究所 生活科学部 薬品安全 G)

表1 H28年度 生化学・血清学的検査-ブラインド調査

項目	衛生検査所										レファレンス機関					全体				
	K1	K2	K3	K4	K5	R1	R2	R3	M	M±10%	M	SD	M±3SD	CV(%)	M±10%					
中性脂肪	mg/dl 基準値	110 35-149	113 50-149	115 50-149	113 50-149	118	111	114	114	103 - 126	114	2.5	106 - 121	2.2	102 - 125					
HDL-コレステロール	mg/dl 基準値	61 40-86	62 40-86	61 40-80	66 40-80	60	60	61	60	54 - 66	62	2.1	55 - 68	3.5	55 - 68					
LDL-コレステロール	mg/dl 基準値	88 70-139	94 70-139	89 70-139	92 70-139	91	91	88	90	81 - 99	91	2.6	83 - 99	2.9	82 - 100					
血糖	mg/dl 基準値	95 70-109	96 70-109	96 70-109	97 70-110	96	100	100	99	89 - 109	97	2.0	91 - 103	2.1	87 - 107					
HbA1c (NGSP)	% 基準値	5.1 4.6-6.2	5.0 4.6-6.2	4.9 4.6-6.2	5.1 4.6-6.2	5.0	5.1	5.2	5.1	4.6 - 5.6	5.1	0.09	4.8 - 5.3	1.8	4.5 - 5.6					
クレアチニン	mg/dl 基準値	0.85 0.61-1.04	0.88 0.61-1.04	0.80 0.65-1.09	0.85 0.65-1.09	0.87	0.85	0.92	0.9	0.79 - 0.97	0.9	0.04	0.75 - 0.97	4.2	0.77 - 0.95					
尿酸	K-U 基準値	5.1 3.7-7.0	5.5 3.7-7.0	5.3 3.6-7.0	5.2 3.6-7.0	5.2	5.2	5.3	5.2	4.7 - 5.8	5.3	0.1	4.9 - 5.6	2.4	4.7 - 5.8					
γ-GT	U/L 基準値	143 <75	138 <70	147 <80	148 <79	146	143	144	144	130 - 159	145	4.2	133 - 158	2.9	131 - 160					
ALP	U/L 基準値	219 110-360	231 115-359	224 105-330	219 104-338	229	225	231	228	206 - 251	225	5.2	210 - 241	2.3	203 - 248					
AST(GOT)	U/L 基準値	21 10-40	22 10-40	22 8-38	21 10-40	21	22	21	21	19 - 23	21	0.5	20 - 23	2.4	19 - 24					
ALT(GPT)	U/L 基準値	19 5-45	23 5-40	20 4-44	22 5-45	20	19	20	20	18 - 22	20	1.4	16 - 25	6.9	18 - 22					
ChE	U/L 基準値	342 235-494	347 242-495	352 213-501	350 245-495	348	348	343	346	312 - 381	348	3.7	337 - 359	1.1	313 - 383					
LD	U/L 基準値	177 115-245	156 115-245	187 120-245	172 120-245	171	164	167	167	151 - 184	172	9.8	142 - 201	5.7	155 - 189					
TP	g/dl 基準値	7.0 6.7-8.3	7.3 6.7-8.3	7.4 6.7-8.3	7.1 6.5-8.2	7.2	7.4	7.4	7.3	6.6 - 8.1	7.3	0.2	6.8 - 7.7	2.1	6.5 - 8.0					
ALB	g/dl 基準値	4.4 3.8-5.3	4.3 3.8-5.2	4.7 3.8-5.3	4.5 3.7-5.5	4.5	4.7	4.7	4.6	4.2 - 5.1	4.5	0.2	4.1 - 5.0	3.5	4.1 - 5.0					

オーダーもれによる欠測

●微生物学的検査

1. 調査方法

(1) 対象施設

北海道内で微生物学的検査を登録している衛生検査所のうち、4施設を調査対象とした。またレファレンス機関として、北海道立衛生研究所および公的医療機関 3 施設(計 4 機関)で同じ検体の確認検査を実施した。

(2) 試料

衛研で保存している 2 種類の菌株を継代培養後、滅菌調製した糞便(水様便)及び尿に添加し、試料 A、B とした。

添加した菌は次の通りである。

【試料 A】*Salmonella enterica subspecies enterica* serovar Manhattan(患者由来株、抗原構造 O6,8:d:1,5)、*Escherichia coli*(非下痢原性大腸菌、健常者由来株、各種病原遺伝子保有せず。ST、LT、VT 産生せず)

【試料 B】*Salmonella enterica subspecies enterica* serovar Manhattan(試料 A と同じ)

試料 A については、下痢症を想定し調製した便に、上記サルモネラ属菌を約 10^7 cfu/ml、非下痢原性大腸菌を約 10^6 cfu/ml になるよう添加した。試料 B については、尿路感染症を想定し調製した尿に、上記サルモネラ属菌を約 10^6 cfu/ml になるよう添加した。

(3) 実施方法

協力医療機関から予め糞便及び尿試料輸送容器を衛研に送付してもらい、各輸送容器に(2)で調製した試料を入れた。これらの試料は、協力医療機関へ送り、協力医療機関からの検査依頼という形式で、対象となる衛生検査所へ配付した。検査終了後は検査結果報告書を協力医療機関から収集した。

2. 評価方法

ブラインド調査における評価基準を表 1 に示した。評価については、協力医療機関から収集した検査結果報告書に基づいて総合的に行った。分離・同定検査については、下痢症及び尿路感染症の起原菌を正しく分離・同定し報告していることを評価対象とした。血清学的検査が行われている場合には、その結果が適切に報告されているかどうかを評価対象とした。薬剤感受性試験については、それぞれの協力医療機関による発注感受性試験の薬剤が、試料 A、B ともに延べ 35 種類あった。レファレンス機関では試料 A、B ともに延べ 40 種類の薬剤について実施していた。これら薬剤の中で評価対象としたものは、4カ所のレファレンス機関のうち 3 カ所以上で検査を実施した、試料 A:15 薬剤、試料 B:15 薬剤である。判定については、レファレンス機関の結果が一致している場合、これと異なる結果を誤判定とした。また、中間耐性(I)の判定については、許容正解とした。

3. 調査結果

【試料 A】*Salmonella enterica subspecies enterica* serovar Manhattan (O6,8:d:1,5)、*Escherichia coli* (非下痢原性大腸菌) 分離・同定の報告結果を表2に示した。本試料については、調査対象全4施設から、下痢症起因菌としてサルモネラ属菌が適切に検出・報告されていた。

非下痢原性大腸菌についても、全施設から下痢症起因菌としての報告はされず、適切に対処されていた。

薬剤感受性試験の報告結果を表3に示した。サルモネラ属菌(下痢症起因菌)を適切に報告した全施設で行われており、評価した15種の薬剤のうち、AZT(アズトレオナム)に対し、1施設(B1)が耐性(R)と判定していた。本薬剤については、すべてのレファレンス機関で感受性(S)と判定されている。また、他の調査対象機関でも感受性(S)と判定されていた。その他の評価対象となった薬剤については、各施設で検査された該当薬剤について正しく判定されていた。

【試料 B】*Salmonella enterica subspecies enterica* serovar Manhattan (O6,8:d:1,5)

分離・同定の報告結果を表2に示した。本試料については、調査対象全4施設から、尿路感染症の起因菌としてサルモネラ属菌が検出・報告されていた。

薬剤感受性試験の報告結果を表4に示した。尿路感染症の起因菌を報告した全施設で行われており、評価した15種の薬剤のうち、各施設で検査された該当薬剤について正しく判定されていた。

4. 評価とまとめ

〈分離・同定報告結果〉

試料 A、Bともに調査対象全4施設から分離・同定検査に係る評価基準に基づく適切な結果が報告されており、高い評価が得られた。引き続き適切な検査体制の維持が望まれる。

薬剤感受性試験については、試料 A において1施設(B1)が、AZT(アズトレオナム)に対し感受性(S)と判定されるものを耐性(R)と誤判定していた。今回供試したサルモネラ属菌は、試料 A、Bともに同じものを供試している。しかしながら、当該施設は試料 B のサルモネラ属菌については、感受性(S)と判定していた。このことから、今回誤判定をした施設(B1)については、検査工程等の確認が必要であると思われた。その他の評価対象となった薬剤については、各施設で検査された該当薬剤について正しく判定されていたことから、引き続き適切な検査体制の維持が望まれる。

(担当:北海道立衛生研究所感染症センター感染症部細菌グループ)

表1 微生物学的検査の評価基準

調査項目	評価基準
ブラインド調査	医療機関から提出された検査結果報告書で行う。
試料A：模擬下痢便 下痢症起因菌の 分離・同定	下痢症起因菌としてサルモネラ属菌が分離・同定されていること。血清学的検査を行った場合は、適切に結果報告がされていること。 <i>Escherichia coli</i> を下痢症起因菌として報告しないこと。
試料B：模擬尿 尿路感染症起因 菌の分離・同定	サルモネラ属菌が分離・同定されていること。血清学的検査を行った場合は、適切に結果報告がされていること。

表2 細菌同定結果

施設	試料 A		試料 B	
	<i>Salmonella enterica subspecies enterica</i> serovar Manhattan O6,8:d:1,5 <i>Escherichia coli</i> (非下痢原性大腸菌)		<i>Salmonella enterica subspecies enterica</i> serovar Manhattan O6,8:d:1,5	
調査対象施設	B1	<i>Salmonella</i> sp.(O8 群) 目的菌欄コメント:病原大腸菌(-) キャンピロバクター(-) ESBL 推定 該当なし	<i>Salmonella</i> sp.(O8 群) 目的菌欄コメント: ESBL 推定 該当なし	
	B2	<i>Salmonella</i> serogroup O8 常 <i>Escherichia coli</i> 大腸菌 O 抗原同定は陰性です。 目的菌欄コメント: MRSA (-) 病(下痢)原性大腸菌(-) キャンピロバクター属(-)	<i>Salmonella</i> serogroup O8 目的菌欄コメント: MRSA (-)	
	B3	<i>Clostridium difficile</i> の発育を認めず <i>Salmonella</i> O8 群 その他の病原性菌の発育を認めず	<i>Salmonella</i> O8 群	
	B4	<i>Salmonella</i> sp. 血清型 O8 :d;1,5 <i>E. coli</i> 血清型 O 抗原陰性 目的菌欄コメント: 赤痢菌(-) サルモネラ菌(+) ビブリオ菌(-) キャンピロバクター(-)	<i>Salmonella</i> sp. 血清型 O8 :d;1,5	
レファレンス機関	R1	<i>Salmonella enterica subspecies enterica</i> serovar Manhattan O6,8:d:1,5 <i>Escherichia coli</i> (非下痢原性大腸菌)	<i>Salmonella enterica subspecies enterica</i> serovar Manhattan O6,8:d:1,5	
	R2	<i>Salmonella</i> sp. O:8 H:d 1,5 <i>Escherichia coli</i> O 抗原陰性	<i>Salmonella</i> sp. O:8 H:d 1,5	
	R3	<i>Salmonella</i> sp. (O血清)8 群 <i>E. coli</i> (O血清)型別不能 (ベロ毒素)VT1(-)、VT2(-)	<i>Salmonella</i> sp. (O血清)8 群	
	R4	<i>Salmonella</i> species O8 群 H-d <i>Escherichia coli</i> non-type	<i>Salmonella</i> species O8 群 H-d	

表3 試料Aの薬剤感受性試験結果（下痢症起因菌：サルモネラ属菌のみ）

薬剤	施設	調査対象施設				レファレンス機関			
		B1	B2	B3	B4	R1	R2	R3	R4
ABPC		S			S	S	S	S	S
AZT		R			S	S	S	S	S
CAZ		S		S		S	S		S
CFPM		S		S	S	S	S		S
CTX			S	S		S	S		S
CTX		S			S	S	S		S
FMOX		S			S	S	S		S
FOM		S	S		S	S	S	S	
LVFX		S	S	S	S	S	S		S
MEPM		S	S	S	S	S	S	S	S
PIPC		S	S	S	S	S	S	S	S
PIPC/TAZ			S	S		S	S	S	S
SBT/ABPC			S	S	S	S	S		S
SBT/CPZ		S	S	S	S	S	S	S	
ST		S				S	S	S	

S；感受性、R；耐性、I；中間耐性

ABPC:アンピシリン、AZT:アズトレオナム、CAZ:セフトジジム、CFPM:セフェピム、CTX:セフトリアキソン、CTX:セフェタキシム、FMOX:フロモキシセフ、FOM: ホスホマイシン、LVFX:レボフロキサシン、MEPM: メロペネム、PIPC:ピペラシリン、PIPC/TAZ: ピペラシリン/タゾバクタム、SBT/ABPC:スルバクタム/アンピシリン、SBT/CPZ:スルバクタム/セフォペラゾン、ST: スルファメトキサゾール/トリメトプリム

表4 試料Bの薬剤感受性試験結果

薬剤	施設	調査対象施設				レファレンス機関			
		B1	B2	B3	B4	R1	R2	R3	R4
ABPC		S			S	S	S	S	S
AZT		S			S	S	S	S	S
CAZ		S		S		S	S	S	S
CFPM				S	S	S	S		S
CTRX			S	S		S	S	S	S
CTX		S			S	S	S	S	S
FMOX		S			S	S	S		S
FOM		S	S		S	S	S	S	
LVFX		S	S	S	S	S	S		S
MEPM		S	S	S	S	S	S	S	S
PIPC		S	S	S	S	S	S	S	S
PIPC/TAZ			S	S		S	S	S	S
SBT/ABPC			S	S	S	S	S		S
SBT/CPZ		S	S	S	S	S	S	S	
ST		S				S	S	S	

S; 感受性、R; 耐性、I; 中間耐性

ABPC:アンピシリン、AZT:アズトレオナム、CAZ:セフトジジム、CFPM:セフェピム、CTRX:セフトリアキソン、CTX:セフェタキシム、FMOX:フロモキシセフ、FOM:ホスホマイシン、LVFX:レボフロキサシン、MEPM:メロペネム、PIPC:ピペラシリン、PIPC/TAZ:ピペラシリン/タゾバクタム、SBT/ABPC:スルバクタム/アンピシリン、SBT/CPZ:スルバクタム/セフォペラゾン、ST:スルファメトキサゾール/トリメトプリム

資 料

衛生検査所名簿（平成29年1月1日現在）

検査所名	所在地	登録年月日	登録検査業務																					
			微生物			血清学		血液学					病理学			寄生虫		生化学		血清分離のみ				
			細菌培養	真菌培養	ウイルス	血清	免疫	血球	血液	出血	凝固	染色体	細胞	組織	免疫	分子	細胞	寄生虫	生化学		尿・便等一般			
31	BMC小樽	小樽市富岡1丁目5番15号医師会館6F	H8.1.4				○		○	○	○												○	○
32	札幌臨床検査センター株式会社道北支店	旭川市10条通22丁目2-1, 2-2, 2-3, 2-20	H5.3.19			○	○	○	○	○												○	○	
33	第一岸本臨床検査センター旭川	旭川市金屋町1丁目1番50号	H24.3.1			○	○	○	○	○											○	○	○	
34	第一岸本臨床検査センター 苫小牧	苫小牧市日吉町2丁目3-9	H23.4.1	○	○		○	○	○	○	○											○	○	○
35	札幌臨床検査センター(株) 苫小牧支店	苫小牧市緑町1-1-4	H23.3.18				○	○	○	○	○												○	○
36	株式会社保健科学研究所 苫小牧ラボラトリー (H29.1.31廃止)	苫小牧市啓北町2-11-9	H23.1.28				○	○	○	○	○												○	○
37	札幌臨床検査センター(株) 室蘭営業所	室蘭市中島町3丁目2番16号	H23.1.29				○	○	○	○	○												○	○
38	室蘭市医師会 臨床検査センター	室蘭市東町4丁目20-6	H23.1.30				○	○	○	○	○											○	○	○
39	第一岸本臨床検査センター 静内	日高郡新ひだか町静内旭町2丁目88-3	H23.1.31				○	○	○	○	○												○	○
40	札幌臨床検査センター 新ひだか営業所	日高郡新ひだか町静内緑町7丁目1-26	H23.2.1				○	○	○	○	○												○	○
41	第一岸本臨床検査センター 恵庭	恵庭市恵野北3-1-1 恵庭RBPセンタービルE-201	H23.2.2				○	○	○	○	○												○	○
42	札幌臨床検査センター(株) 北広島営業所	北広島市中央6丁目1-3	H23.2.3				○	○	○	○	○												○	○
43	第一岸本臨床検査センター 岩見沢	岩見沢市美園5条5丁目4-5	H23.2.4				○	○	○	○	○												○	○
44	株式会社岩見沢メディカルラボラトリー	岩見沢市7条東4丁目8番地8	H23.2.5				○	○	○	○	○												○	○
45	札幌臨床検査センター株式会社 岩見沢営業所	岩見沢市6条東11丁目33	H23.2.5				○	○	○	○	○												○	○
46	第一岸本臨床検査センター 滝川	滝川市西町2-2-50	H23.2.7				○	○	○	○	○												○	○
47	札幌臨床検査センター(株) 滝川営業所	滝川市本町2丁目3番5号TSビル2階	H23.2.8				○	○	○	○	○												○	○
48	第一岸本臨床検査センター 名寄	名寄市西1条南6丁目第一火災ビル1階	H23.2.9																					○
49	第一岸本臨床検査センター 後志	岩内郡岩内町字栗山133-10	H23.2.10				○	○	○	○	○												○	○
50	第一岸本臨床検査センター 稚内	稚内市港1丁目2-3 郡ビル2F	H23.2.11				○	○	○	○	○												○	○
51	第一岸本臨床検査センター 北見	北見市美芳町8-2-2	H23.2.12				○	○	○	○	○												○	○
52	札幌臨床検査センター(株) 北見営業所	北見市本町5丁目1-30 パークアンドネスト1F	H23.2.13																					○
53	株式会社保健科学研究所 北見ラボラトリー	北見市常盤町3-4-15	H23.2.14				○	○	○	○	○												○	○
54	第一岸本臨床検査センター 帯広	帯広市西19条北1丁目1-13	H23.2.15	○			○	○	○	○	○												○	○
55	株式会社帯広臨床検査センター	帯広市東2条南17丁目7-1	H23.2.16				○	○	○	○	○												○	○
56	有限会社サンコーメディカルセンター	帯広市公園東町4-4-1	H23.2.17			○		○						○	○	○								
57	釧路市医師会臨床検査センター	釧路市善多町3番2号	H23.2.18																					○
58	第一岸本臨床検査センター 釧路	釧路市帯舞町4-30	H23.2.19				○	○	○	○	○												○	○
59	株式会社保健科学研究所 釧路ラボラトリー	釧路市鶴ヶ谷2丁目2番10号 メディカルモーションシアター2F	H23.2.20				○		○	○	○												○	○
60	札幌臨床検査センター株式会社 釧路営業所	釧路市善多町3番2号	H23.2.21	○	○		○	○	○	○	○											○	○	○

北海道衛生検査所精度管理専門委員会設置要綱

第1 趣旨

医療における衛生検査の重要性にかんがみ、道内の衛生検査所の精度管理（検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）の向上を図るため、北海道衛生検査所精度管理専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会の検討・協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 立入検査の実施方針の策定及び実施施設の選考に関する事項
- (2) 立入検査結果に基づく、指導及び指示の内容に関する事項
- (3) 外部精度管理調査の実施方針の策定及び実施施設の選考に関する事項
- (4) 外部精度管理調査結果の解析及び評価に関する事項
- (5) 外部精度管理調査結果に基づく、指導及び指示の内容に関する事項
- (6) その他衛生検査所における精度管理の向上に関する事項

2 委員の職務は、次のとおり（委員会の開催時を除く。）とする。

- (1) 衛生検査所の立入検査に同行し、精度管理に関する指導・助言を行うこと。
- (2) 立入検査結果及び外部精度管理調査結果に基づく、指導及び指示の内容に関する事項について、知事の求めに応じ助言を行うこと。

第3 組織

委員会は、13名以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 医師で組織する団体が推薦する者
- (2) 臨床検査技師及び衛生検査技師で組織する団体が推薦する臨床検査技師及び衛生検査技師
- (3) 医育大学又はその附属病院等に勤務し、衛生検査に関し専門的知識を有する者
- (4) その他衛生検査の精度管理に関し相当の学識経験を有する者

2 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

第4 会議

委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第5 庶務

委員会に関する庶務は、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課において処理する。

第6 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

北海道衛生検査所精度管理専門委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 ・ 職 名
秋沢 宏次	北海道大学病院検査・輸血部 副臨床検査技師長
浅沼 康一	北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院検査部 副部長
伊藤 利道	一般社団法人北海道医師会 常任理事
梅森 祥央	一般社団法人北海道臨床衛生検査技師会 常務理事 (札幌医科大学附属病院検査部 生化学検査係長)
大岩 義典	北海道立衛生研究所 感染症センター長
◎ 北野 明宣	一般社団法人北海道医師会 常任理事
木田 潔	札幌市保健福祉局衛生研究所長
佐藤 進一郎	日本赤十字社北海道ブロック血液センター 品質部長
澁谷 斉	北海道大学病院検査・輸血部 臨床検査技師長
高橋 俊司	市立札幌病院 検査部長
藤井 聡	国立大学法人旭川医科大学 臨床検査医学講座 教授

(◎は委員長)

平成 28 年度 北海道衛生検査所外部精度管理調査結果報告書

平成 29 年 3 月 31 日発行

編 集 北海道立衛生研究所

発 行 北海道保健福祉部

〒060-8588

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話 (011) 231-4111

内線 25-350
